

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第二節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の十）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節の三 沖繩の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）

第六十条の二

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第六十一条の四

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

の二

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四節の二 同上

第一款 同上

第二款 同上

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第一節の二 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の四の二）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十四節の二 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十八条の六十三の三）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十

第四款 同上

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 同上

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十三節の二 同上

第十四節 同上

第十四節の二 同上

第十四節の三 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

八・第六十八條の六十九

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八條の七十一―第六十八條の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六）

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八條の七十六の二）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八條の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八條の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八條の八十八・第六十八條の八十八の二）

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八條の八十九）

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十一―第六十八條の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八條の九十四―第六十八條の百十一）

第四章 相続税法の特例（第六十九條―第七十條の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一條―第七十一條の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二條―第七十四條の六）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五條―第八十六條の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七條―第八十七條の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八條―第八十八條の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八條の五―第九十條の三）

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二款の二 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八―第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一―第九十条の十三）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条―第九十八条）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（用語の意義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十一 省略

十二 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（用語の意義）

第二条 同上

一 十一 同上

十二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十三 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十四 省 略

十五 更正の請求 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十六 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五 省 略

十六 省 略

十七 省 略

十八 省 略

十九 省 略

二十 二十八 省 略

二十九 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三十 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十一 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

3 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 期限内申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

4 省 略

十三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十四 同 上

十五 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

2 同 上

一 十五 同 上

十六 適格分社型分割 法人税法第十二条の十三に規定する適格分社型分割をいう。

十七 同 上

十八 同 上

十九 同 上

二十 二十八 同 上

二十九 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

3 同 上

一 期限内申告書 国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

4 同 上

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 省略

2・4 省略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三条の三第二項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 省略

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 省略

2 省略

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4・13 省略

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 省略

2・4 省略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 同上

2・4 同上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三条の三第二項(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 同上

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第六条 同上

2 同上

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、第一項に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項及び第八十一條の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第六条第一項(民間国外債等の利子の課税の特例)に規定する民間国外債につき支払を受けるべき利子」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

4・13 同上

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 同上

2・4 同上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四

十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の第三第二項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する国外投資信託等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 省 略

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 省 略

2 省 略

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 五 省 略

4 八 省 略

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 省 略

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十一年以後の各年分の所得税について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 五 省 略

十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八条の第三第二項（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する国外投資信託等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6・7 同 上

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 同 上

2 同 上

3 同 上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二 五 同 上

4 八 同 上

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 同 上

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十一年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 五 同 上

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 省 略

2・3 省 略

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第一項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）に規定する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6 省 略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 省 略

2 省 略

3 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。

4・5 省 略

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 省 略

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当

(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例)

第九条の二 同 上

2・3 同 上

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九条の二第一項（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）に規定する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5・6 同 上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 同 上

2 同 上

3 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4・5 同 上

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 同 上

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当

該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、その者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

8 第六項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）

第九条の六 省 略

該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（次項において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）

第九条の六 同 上

2・5 省略

6 前二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払を受けるべき者が外国法人であるときは、当該外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「(同法)」とあるのは「(所得税法)」とする。

7・8 省略

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第十条 省略

2・9 省略

10 第一項及び第二項、第四項又は第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

11 第三項又は第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第三項又は第五項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

12・13 省略

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例)

第十条の二 省略

2・5 省略

2・5 同上

6 前二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払を受けるべき者が外国法人であるときは、当該外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「(同法)」とあるのは「(所得税法)」とする。

7・8 同上

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)

第十条 同上

2・9 同上

10 第一項及び第二項、第四項又は第六項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第三項又は第五項の規定は、第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第三項又は第五項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12・13 同上

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例)

第十条の二 同上

2・5 同上

6 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は同条第四項の規定の適用を受けた年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る、適用する。

7・8 省略

6 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は第四項の規定の適用を受けた年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

7・8 同上

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十一年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十一項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価

額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

「次に掲げる機械その他の減価償却資産でエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの

イ 製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した機械その他の減価償却資産

ロ 廃エネルギーを回収する機械、電気の動力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

ハ その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

二 太陽光、風力その他化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産であつて新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資するもののうち、政令で定めるもの（前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

三 電気の安定的な供給に著しく資する配電の設備で政令で定めるもの

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

2 前項の規定により当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該エネルギー需

給構造改革推進設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合又は次条第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控

除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額から当該エネルギー需給構造改革推進設備について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有するエネルギー需給構造改革推進設備で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー需給構造改革推進設備については、適用しない。

9 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、エネルギー需給構造改革推進設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号

(エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 省 略

2 省 略

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備

中(第三章(税額の計算))とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の二の二第三項及び第四項(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の三 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 同 上

2 同 上

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備

備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 省略

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

7 省略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り

備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額（前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合又は前条第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 同上

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

7 同上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金

、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二の三第三項及び第四項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 省 略

217 省 略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 省 略

額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二の三第三項及び第四項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 同 上

217 同 上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 同 上

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年

四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下この項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備等（当該各号に定める減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令で定める規模のものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は事業基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる個人の供用年の指定期間内において当該個人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該適用対象事業基盤強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する特定農産加工業者（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた個人 当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業又は小売業を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十六条の三第一項に規定する振興計画について同項に規定する認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小

組合の組合員であるもの。当該振興計画に定める同項に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品（当該飲食店業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

四 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第十條第四項に規定する中小企業者に該当する個人。機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの。

五 製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第十條第四項に規定する中小企業者に該当する個人。当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二條第六項に規定する経営革新のための事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七條第二項に規定する認定計画に従つて同法第二條第三項に規定する地域産業資源活用事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十一條に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。） 当該認定計画に定める機械及び装置

八 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第五條第三項に規定する認定農工商等連携事業計画に従つて同法第二條第四項に規定する農工商等連携事業を行う同條第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十四條に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。） 当該認定農工商等連携事業計画に定める機械及び装置

2 前項の規定により当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該適用対象事業基盤強化設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該適用対象事業基盤強化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすること

ができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備等を取得し、又は事業基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、適用対象事業基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第六項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した適用対象事業基盤強化設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成二十一年から平成二十四年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割